

2013年10月 3日

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁司 様

広島大学教職員組合
執行委員長 西別府 元貞



労働基準監督署「是正指導」に対する大学「見直し案」に関する質問等

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記に関する10月1日（火）の団体交渉において、時間不足のために提出できませんでした質問事項等について、下記に記しますので、10月10日（木）までに出来るだけ文書で、文章化が難しい場合には口頭で、ご回答下さいますようお願い致します。

なお、10月1日団体交渉の席上でも述べましたように、これらの質問事項等は、現時点で、当組合としての何らかの確定した見解を示すものではありませんので、その点にご留意下さい。不明点等がありましたら、小藪書記次長までご連絡下さい。

記

1. 「長時間労働による健康障害防止策として、在校時間（出勤時刻、退勤時刻）の管理を行い、在校時間が長時間となった者には「自己チェック票」に基づいて産業医の面接指導等を行う」との見直し案について

附属小学校を除く附属学校園において、上記の「在校時間（出勤時刻、退勤時刻）管理」や「自己チェック票」の記入等はいつから実施の予定でしょうか？

2. 見直し案には「附属学校園教員の過重労働の軽減に繋がる対策」がありませんが、その点はどのようにお考えでしょうか？

3. 「所定労働時間以外の業務に対する手当として、労働時間の内外の労働を包括的に評価し、附属学校教員特別手当の見直しを行なう。他の教職調整額や特殊勤務手当等は現行のままで、また、原則として、時間外勤務手当又は休日手当は支給しない」との見直し案について

(1) 現行の教職調整額には「時間外勤務手当及び休日手当が含まれる」（職員給与規則第18条第3項）とされていますが、見直し案では附属学校教員特別手当について「所定労働時間以外

の業務に対する手当として」と定義しています。

この両者の関係はどうなりますか？

また、教職調整額の「時間外勤務手当及び休日手当が含まれる」との規定は無くなるのでしょうか？

(2)「原則として、時間外勤務手当又は休日手当は支給しない」とありますが、「原則として」はどのような例外を想定されていますか？

(3)「所定労働時間以外の業務に対する手当として、……… 労働時間の内外の労働を包括的に評価し」とありますが、この整理は公務員の教職調整額と同じものです。しかし、附属学校園教員は労働基準法の適用下にあるわけであり、そこでは使用者の労働時間把握義務と時間外労働に対する割増賃金支払い義務が規定されています。それとの関係をどのようにお考えでしょうか？

(4)労働基準法では、当然のこととして時間外労働に対する労働者個人の割増賃金請求権が保障されていますが、「時間外勤務手当又は休日手当は支給しない」とする場合、当該請求権をどのようにお考えでしょうか？

(5)附属学校教員特別手当の見直しについて、どの程度の引き上げを想定されていますか？ また、その引き上げ率の根拠はどのようなものでしょうか？

4. 「見直した附属学校教員特別手当は今年4月から適用＝支給することとし、平成23年4月からの遡及調査は実施しない」との見直し案について

(1)「平成23年4月からの遡及調査は実施しない」とありますが、労働基準法が規定する賃金請求権2年（時効は2年）はどのようにお考えでしょうか？

(2)1年半前の労働実態調査結果及び附属小学校のこの度の調査結果からは、教員一人当たり平均で、およそ月70時間以上の時間外労働が実際に存在しています。労働基準法に則れば、当該時間外労働手当を支払うべきであると考えますが、いかがでしょうか？

また、それが支払えないのであれば、その理由をご説明下さい。

5. 「是正指導」事項について

労働基準監督署の「是正指導」事項に「所定労働時間外の業務について、どういった業務が時間外労働の業務にあたるか周知の上」とあります。その点について見直し案には言及がありませんが、どのようにお考えでしょうか？

以上